



広島県報

号 外
第 124 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理同文書法制室
購読料 月 額 2,700円

目 次

- 公安委員会告示
- 指定講習機関の代表者の変更の公示
- 運転免許取得者教育の認定を受けた者の代表者の変更の公示

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第63号

指定講習機関に関する規則 (平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号) 第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関である株式会社山陽自動車学校から次のとおり代表者の変更について届出があったので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成18年 8 月22日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

- 1 変更の内容
新代表者 高 木 行 夫
旧代表者 横 田 博 士
- 2 変更年月日
平成18年 7 月25日

広島県公安委員会告示第64号

運転免許取得者教育の認定に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第 4 号) 第 7 条第 1 項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者である株式会社山陽自動車学校から次のとおり代表者の変更について届出があったので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成18年 8 月22日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

- 1 変更の内容
新代表者 高 木 行 夫
旧代表者 横 田 博 士
- 2 変更年月日
平成18年 7 月25日